

令和7年12月16日  
文教・福祉常任委員会資料

## (仮称)宇治市ケアラー支援条例の制定について

### 1. 条例制定の基本的考え方

誰もがケアラーになり得ることに鑑み、ケアラーが抱える悩みや課題について、社会全体で認識が広がるよう機運を醸成し、誰一人取り残すことなくケアラーを社会全体で支える社会の実現を目指すことを条例制定の目的とする。

条例は、宇治市の権限・義務及び、市民の権利・義務に関する規定は設けず、市、市民、関係機関等の役割等に関する規定を設けることにより、それぞれが連携・協力しながら、ケアラー支援に取り組むべき指針となるようなものとする。

介護、高齢者福祉、障がい福祉等の関連する施策との整合性に配慮したものとする。

### 2. 条例の構成(案)

別紙のとおり

### 3. 参考資料

さいたま市ケアラー支援条例(令和4年7月1日施行)

市町村ケアラー支援条例の早い時期の制定例

京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例(令和6年11月11日施行)

近隣自治体における制定例

鎌倉市ケアラー支援条例(令和6年4月1日施行)

類似団体における制定例

## 2. 条例の構成（案）

項目	規定内容
目的	・条例の目的を規定
定義	・「ケアラー」「ヤングケアラー」「関係機関」「民間支援団体」等の定義
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならないこと</li> <li>・市、市民、事業者、関係機関、民間支援団体等が連携して、ケアラーを社会全体として支えるように行われなければならないこと</li> <li>・ケアラーの年齢や取り巻く状況等に応じて、適切かつ切れ目なく支援が行われなければならないこと</li> <li>・ヤングケアラーの意向を尊重し、適切な教育の機会を確保し、心身の健やかな成長・発達が図られるよう行われなければならないこと</li> </ul>
市の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアラー支援に関する施策を総合的に実施すること</li> <li>・ケアラーの把握に努めること</li> <li>・市民、事業者、関係機関及び民間支援団体等と相互に連携・協力すること</li> </ul>
市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアラー支援の必要性の理解を深め、市が実施するケアラー支援の施策に協力するよう努めること</li> </ul>
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動を行うに当たって、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めること</li> <li>・従業員がケアラーである場合には、その意向を尊重しつつ、勤務に当たっての配慮や支援に努めること</li> </ul>
関係機関の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関（介護、障害児・者の支援、医療等ケアラーに関わる可能性がある機関）は、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めること</li> <li>・ケアラーの把握に努め、ケアラーの意向を尊重しつつ、支援の必要性の把握に努めること</li> <li>・ケアラーに対し、情報の提供、適切な機関への案内・取次ぎ等の支援を行うよう努めること</li> </ul>
学校等の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、教育の機会の確保に係る状況を確認し、支援の必要性の把握に努めること</li> <li>・ヤングケアラーからの相談に応じるよう努めること</li> </ul>
広報及び啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、ケアラーが置かれている状況についての理解及びケアラー支援に関する知識が深まり社会全体としてケアラー支援が推進されるよう、広報活動、啓発活動その他必要な施策を講じること</li> </ul>

### 参考資料

#### 3 . 参考資料

さいたま市ケアラー支援条例（令和4年7月1日施行）  
市町村ケアラー支援条例の早い時期の制定例

京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例（令和6年11月11日施行）  
近隣自治体における制定例

鎌倉市ケアラー支援条例（令和6年4月1日施行）  
類似団体における制定例

## さいたま市ケアラー支援条例

日常生活において支援を必要としている人の周りには、それらの人を支える多くのケアラーの存在があり、それは決して特別な存在ではない。高齢化、核家族化、晩婚化、ニーズの多様化等に伴い、誰もがケアをされる側にも、ケアをする側にもなり得る。

ケアラーがケアをするのは、支援が必要な高齢者、障害児者、がん・難病・精神疾患等の慢性的な疾患を抱えた人及び医療的ケアを必要とする子どものほか、薬物・アルコール等依存症の人、ひきこもり状態の人、幼い兄弟姉妹等多岐にわたる。また、老老介護、老障介護、育児と介護を同時に担うダブルケア、配偶者介護等、ケアの在り方も多様化している。

一方で、ケアラーは、誰とも悩みを共有できずに社会から孤立し、ケアに伴う過度な負担により、自身の日常生活に支障が生じる場合もある。とりわけ、本来大人が担うべきケアを日常的に担っているヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を強いられることで、日常生活への支障はもとより、適切な教育の機会が確保されず、進学、就職等の人生の選択肢を狭めてしまうおそれがある等、自身の将来に大きな影響を及ぼすことも懸念される。

このような状況を踏まえ、ケアラーが抱える悩みを一家庭の問題ではなく社会問題として認識し、市、市民等、事業者、関係機関、民間支援団体等が相互に連携を図りながら、ケアラーを含む家庭全体への支援を通じて、誰一人取り残すことなく、ケアラーを社会全体で支えていく必要がある。

ここに、一人ひとりのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現を目指して、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、ケアラーに対する支援（以下「ケアラー支援」という。）に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者、関係機関及び学校等の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定め、当該支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、ケアラーに係る負担の軽減又は解消を図り、もって全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ケアラー 高齢、身体上又は精神上の障害、疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他必要な援助（以下「介護等」という。）を提供する者をいう。
- (2) ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳未満の者をいう。
- (3) 市民等 市内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者又は市内で活動を行う団体をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (5) 関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、当該業務を通じて日常的にケアラーに関わり、又は関わる可能性がある機関をいう。
- (6) 学校等 関係機関のうち、ヤングケアラーと関わり、又は関わる可能性がある学校その他教育に関する業務を行う機関をいう。
- (7) 民間支援団体 ケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 市におけるケアラー支援は、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われるべきものであること。
- (2) 市、市民等、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われるべきものであること。
- (3) ヤングケアラーに対する支援については、ヤングケアラーとしての時期が社会において自立的に生きる基礎を培い、人間としての基本的な資質を養う重要な発達段階であることに鑑み、適切な教育の機会が確保され、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びに自立が図られるように行われるべきものであること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、支援を必要としているケアラーの早期発見に努めるものとする。

3 市は、前2項の施策を円滑に実施することができるよう、市民等、事業者、関係機関、民間支援団体等と相互に連携し、及び協力するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラーが孤立することのないように十分配慮するとともに、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、当該従業員がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、その業務を行うに当たっては、市が実施するケアラー支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識するとともに、業務を通じて関わりのある者及びその家族等がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、当該ケアラーの健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

3 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、適切な支援を行う他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第8条 学校等は、前条第2項に規定するもののほか、ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、ヤングケアラーの教育の機会の確保に係る状況を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

2 学校等は、前条第3項に規定するもののほか、支援を必要とするヤングケアラーからの教育又は福祉に関する相談に応じるよう努めるものとする。

(ケアラー支援に関する施策)

第9条 市は、ケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるようにするため、次に掲げる施策を講じるものとする。

- (1) 相談支援体制の整備及び周知に関すること。
- (2) ケアラー支援を担う人材を育成するために必要な研修の実施及び情報の提供に関すること。
- (3) ケアラーが休息、休養その他の事由により介護等ができなくなった場合に、一時的に介護等を提供する取組その他のケアラーの負担を軽減するために必要な支援に関すること。
- (4) ケアラーが介護等の方法等に関する理解を深めるために必要な支援に関すること。
- (5) ケアラー同士の交流の場の提供その他のケアラーが互いに支え合う活動の促進に関すること。
- (6) 学校生活又は社会生活を円滑に営む上での困難を有するケアラーに対する修学又は就業に関する支援に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、ケアラー支援のために必要な事項に関すること。

(広報及び啓発)

第10条 市は、ケアラーが置かれている状況についての理解及びケアラー支援に関する知識が深まり社会全体としてケアラー支援が推進されるよう、市民等、事業者及び関係機関に対し、広報活動、啓発活動その他必要な施策を講じるものとする。

(体制の整備)

第11条 市は、ケアラー支援に関する施策を推進するため、当該施策を総合的かつ計画的に実施する体制及び市、関係機関、民間支援団体等の相互間の緊密な連携協

力体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、ケアラー支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例

高齢、身体上又は精神上の障害、疾病、使用する言語等により援助を必要とする家族等に対する介護、看護、日常生活上の世話などの「ケア」は、人生の中で誰もが携わり得るものであり、社会を支える不可欠な営みである。ケアは社会の存立の基礎的な条件として尊重されるべきものであり、ケアを担うケアラーもまた尊重されなければならない。

ここ京都では、日本初の聴覚及び視覚障害児の教育機関の設立や、精神障害の分野での地域的な看護の取組、認知症の人とその家族の会の設立など、先人たちによってケアとケアを担うケアラーに関わる先駆的な事業や活動が展開され、根付いてきた。また、それぞれの分野において活動してきた当事者や家族の会が「ケア」を合い言葉に手を取り合い、お互いの経験に学びつつ、ケアを大切にする市民文化の醸成を目指してきた。

京都市でも、これまで、それぞれの分野において、ケアを受ける人やケアラーなど支援を必要とする人が適切に支援を受けるための福祉基盤の整備を推進するとともに、複合的な課題を有する人への分野を横断した支援や、支援を必要とする人を社会的に孤立させないための伴走型支援を先駆的に実施し、推進してきた。また、京都の地域力を活かし、地域のボランティア等の市民との連携に基づく地域づくりに取り組んできた。

社会全体においても、この間、福祉介護政策が進展し、「介護の社会化」への取組や制度は充実してきた。

しかしながら、その一方で、昨今、家族の役割や在り方が大きく変容してきたにもかかわらず、依然としてケアは当然に家族が担うべきものという認識は根強く残っている。多くの場合において、家族への負担の偏りが大きくなっている、閉ざされた状況でケアを担っているケアラーが少なくないという実態がある。また、高齢、身体上又は精神上の障害、疾病、使用する言語、ひきこもり、不登校、依存症などのケアの要因及び範囲が拡大するとともに、ケアラーの属性も多様化し、それらに対する社会的認識も変化している。家族等のケアを日常的に担っている子どもであるヤングケアラー、進学や就職の選択、キャリア形成などに関わる人生の重要な移行期においてケアを担う若者ケアラー、仕事をしながらケアを担うワーキングケアラー、ケアと子育てを同時に担うダブルケアラー、高齢の配偶者や親などに対する老老介護や障害のある子に対する老障介護を担う高齢のケアラーなど、それぞれが深刻なケアの課題に直面している。

このような社会の状況の下、京都市は、ケアラーへの社会的理解の促進と包括的な支援の拡大を図り、ケアを受ける人やケアラーへの支援を社会全体で行っていくとともに、多種多様なケアラーの状況に寄り添った適切かつ切れ目のない支援を実現させていかなければならない。そして、全てのケアラーが、単にケアを担う人としてだけではなく、この社会に生きる一人の市民として尊重され、自分らしく人生を全うし、自己実現を図ることができる社会を実現しなければならない。

京都市は、今後、社会情勢の変化に応じて適切かつ効果的な施策を継続して実施していくため、ケアラーとその支援者の共同の輪を広げ、全てのケアラーが安心し、かつ、希望をもって自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、ケアラーに対する支援（以下「ケアラー支援」という。）に関し、その基本理念を定めて、本市、市民等、事業者、関係機関及び学校等の責務や役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策に係る基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが、健康で文化的な生活を営み、自己実現を図ることができる社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ケア 介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助をいう。
- (2) ケアラー 高齢、身体上又は精神上の障害、疾病、使用する言語等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償でケアを提供する者をいう（ヤングケアラー（当該者と同様にケアを提供するおおむね18歳未満のもの）及び若者ケアラー（当該者と同様にケアを提供するおおむね18歳以上40歳未満のもの）を含む。以下同じ。）。
- (3) 市民等 市民、通勤者及び通学生並びに本市の区域内で活動する団体をいう。
- (4) 事業者 本市の区域内で事業を行う者をいう。
- (5) 関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、当該業務を通じて日常的にケアラーに関わり、又は関わる可能性がある機関をいう。
- (6) 学校等 前号の関係機関のうち、ヤングケアラーと関わり、又は関わる可能性がある学校その他教育に関する業務を行う機関をいう。
- (7) 民間支援団体 ケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

### (基本理念)

第3条 ケアラー支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるようすること。
- (2) 本市、市民等、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図り、ケアを必要とする人の家族等のみに負担が集中し、及び当該家族等が孤立することのないよう、社会全体で支えること。
- (3) ケアラーの置かれている家庭環境、日常生活で使用する言語等、ケアラーの多様性に配慮すること。
- (4) ケアラーに対するあらゆる支援について、個々のケアラーの意向を尊重し、ケアラーの実態を踏まえた適切なものとすること。
- (5) ヤングケアラーに対する支援について、ヤングケアラー自身の意向を適切に把握し、及び尊重したうえで、適切な教育の機会が確保され、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びに自立が図られるようにすること。
- (6) ヤングケアラーから若者ケアラーへの移行など、ケアラーの年齢、境遇、ケアの内容等ケアラーを取り巻く状況の変化に応じて、支援が適切かつ切れ目なく行われるようにすること。

#### (本市の責務)

- 第4条 本市は、基本理念にのっとり、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、及び実施するものとする。
- 2 本市は、支援を必要としているケアラーについて早期かつ適切に実態を把握するよう努めるものとする。
- 3 本市は、ケアラー支援に関する施策の実施に当たっては、ケアラー及びその関係者の意見を踏まえ、国及び京都府並びに市民等、事業者、関係機関、民間支援団体等と緊密に連携するとともに、必要に応じて関係者間の調整に努めるものとする。
- 4 本市は、市民等、事業者及び関係機関が、次条から第8条までの規定による役割を果たすため、これらの者に対し、必要な情報及び資料の提供その他の支援を行わなければならない。

#### (市民等の役割)

- 第5条 市民等は、基本理念にのっとり、ケアを必要とする人の家族等のみに負担が集中し、及び当該家族等が孤立することのないよう、ケアラーが置かれている状況及びケアラーを社会全体で支えることの必要性についての理解を深めるとともに、ケアラー支援に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

#### (事業者の役割)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深めるとともに、その事業を行うに当たっては、ケアラー支援に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、当該従業員がケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、業務に従事させるに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 3 事業者は、本市、関係機関及び民間支援団体等と積極的に連携するよう努めるものとする。

#### (関係機関の役割)

- 第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、その業務を行うに当たっては、ケアラー支援に関する本市の施策に積極的に協力するよう努めるものとする。
- 2 関係機関は、日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識するとともに、業務を通じて関わりのある者及びその家族等がケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、情報の提供、適切な支援等を行うことができる他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 3 関係機関は、本市、他の関係機関及び民間支援団体等と積極的に連携するよう努めるものとする。

(学校等の役割)

- 第8条 学校等は、園児、児童又は生徒のうち潜在的なヤングケアラーの把握に努めるとともに、園児、児童又は生徒がヤングケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、修学に当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 2 学校等は、支援を必要とするヤングケアラーからの教育又は福祉に関する相談に積極的に応じるよう努めるものとする。
  - 3 学校等は、ヤングケアラーであると認められる園児、児童又は生徒について、そのプライバシーに配慮するとともに、当該園児、児童又は生徒がケアラーであることに関連するいじめ等により学校生活に支障をきたすことがないよう配慮するよう努めるものとする。
  - 4 学校等は、本市、他の関係機関及び民間支援団体等と積極的に連携するよう努めるものとする。

(ケアラー支援に関する基本的施策)

- 第9条 本市は、全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるようになるため、次に掲げる施策を実施するものとする。
- (1) ケアラーに対する包括的な支援に関する施策
  - (2) ケアラーの多様性に配慮した支援に関する情報提供及び適切な支援につなげるための相談支援に係る包括的な体制の整備に関する施策
  - (3) ケアラーがケアの方法等に関する理解を深めるために必要な支援に関する施策
  - (4) ケアラーが就労、就学、休息、休養その他の事由によりケアができなくなった場合に、一時的にケアを提供する取組その他のケアラーの負担を軽減するために必要な支援に関する施策
  - (5) 学校生活又は社会生活を円滑に営むうえでの困難を有するケアラーに対する修学又は就業に係る支援（当該困難を有していたために学校生活又は社会生活の機会の一部又は全部を失ったケアラーに対するものを含む。）に関する施策
  - (6) ケアラー同士の交流の場の提供その他のケアラーが互いに支え合う活動の促進に関する施策
  - (7) ケアラー支援を担う人材を育成するために必要な研修の実施及び情報の提供に関する施策
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、ケアラー支援のために必要な事項に関する施策

(広報及び啓発)

- 第10条 本市は、社会におけるケアラーの存在を広く市民等に認知させることで、潜在的なケアラーにおいて自身がケアラーの役割を担っているということの気付きを促し、当該ケアラーの支援につなげるよう努めることとする。
- 2 本市は、社会全体としてケアラーが置かれている状況についての理解及びケアラー支援に関する知識が深まることでケアラー支援が推進されるよう、年齢、言語等にかかわらず、広く情報の受け手である市民に分かりやすい広報及び啓発に努めなければならない。
  - 3 本市は、前2項の規定によるケアラーに関する認知及び理解の促進に当たっては、国、京都府その他の関係機関等と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

(施策の実施体制の整備)

第11条 本市は、ケアラー支援に関する施策を推進するための計画を策定し、その実施のために必要な体制を整備するものとする。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) ケアラーの支援に関する基本方針
- (2) ケアラーの支援に関する具体的な施策
- (3) その他ケアラー支援に関する施策を実施するために必要な事項

3 本市は、この条例に基づく施策の推進に当たっては、局区等が横断的に連携するとともに、適宜その実施状況について検討し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じるものとする。

(施策についての協議の場)

第12条 本市は、前条第1項の計画の策定及びケアラー支援に関する施策について、当該計画及び当該施策が適切かつ効果的なものとなるよう、ケアラー及びその関係者に積極的に意見を聴き、施策の実施状況等を共有するための協議の場を設けるものとする。

2 前項の協議の場の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(財政上の措置)

第13条 本市は、ケアラー支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和6年11月11日から施行する。

## 鎌倉市ケアラー支援条例

高齢、障害、疾病その他の理由によりケアを必要とする人に対しては、これまで、家族が中心となって介護や援助等を担ってきました。しかし、少子高齢化、核家族化の進行、きょうだい数の減少、共働き世帯やひとり親世帯の増加等により、介護や援助等が必要な家族をケアするケアラーに過重な負担がかかっています。

ケアラーは、時に、ケアラーとしての人生を優先せざるを得ず、自分らしく生きる機会を失うことがあります。また、ケアラーが誰にも相談できず一人で悩みを抱え、心身を疲弊させることは、社会的な孤独・孤立の誘因となり、深刻な状況を招きかねません。

ケアラーへの支援に向けて、ケアを必要とする人への支援の充実も含めた、包括的な対応を図る必要があります。

鎌倉市は、ケアを必要とする市民のみならず、身近な人たちを無償でケアする市民への支援をあわせて推進し、すべてのケアラーが孤立することなく、自らが望む形で社会との関わりを持ち、安心して自分らしく暮らすことのできる共生社会の実現を目指し、この条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、ケアラーに対する支援（以下「ケアラー支援」という。）に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、関係機関及び学校その他ヤングケアラーに関わる機関の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、共生社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ケアラー 市民のうち、高齢、障害、疾病その他の理由により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助（以下「介護等」という。）を提供する者をいう。
- (2) ヤングケアラー ケアラーのうち、こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第1項に規定するこどもである者をいう。
- (3) 若者ケアラー ケアラーのうち、おおむね18歳から40歳に達するまでの者をいう。
- (4) ケア対象者 ケアラーから介護等を受ける者をいう。

- (5) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (7) 関係機関 障害者、障害児及び生活困窮者の支援、介護、医療、教育、児童の福祉等に関する事業又は活動を行い、当該事業又は当該活動を通じて日常的にケアラーと関わり、又は関わる可能性がある機関をいう。
- (8) 学校その他ヤングケアラーに関わる機関 関係機関のうち、学校その他ヤングケアラーと関わり、又は関わる可能性がある機関であって、ヤングケアラーに対する教育、相談支援、見守り等に関する事業若しくは活動を行う機関をいう。

(基本理念)

第3条 ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。

- 2 ケアラー支援は、市、市民、事業者及び関係機関が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないように社会全体で行われなければならない。
- 3 ケアラー支援は、ケアラーのみならずケア対象者への取組として、包括的に行われなければならない。
- 4 ケアラー支援は、全てのケアラーを対象とし、年齢を問わず切れ目のないように行われなければならない。
- 5 ヤングケアラーに対する支援は、子どもの権利及び利益が最大限に尊重され、心身の健やかな成長及び発達が図られ、並びに適切な教育の機会が確保されるように行われなければならない。
- 6 若者ケアラーに対する支援は、学習の継続及び職業選択の機会が確保され、かつ、自立が図られるように行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、障害者、障害児及び生活困窮者の支援、介護、医療、教育、児童の福祉に関する制度その他ケアラー支援に関する制度を勘案し、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、支援を必要とするケアラーの早期発見に努め、当該ケアラーの意向を尊重するとともに、ケアラー支援に関し、市民、事業者及び関係機関と相互に連携し協力するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケア

ラー支援の必要性について理解を深め、ケアラーが孤立することのないよう  
に十分配慮するとともに、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力す  
るよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラー支援の必要性について理解  
を深め、その事業活動を行うに当たっては、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識する  
とともに、従業員がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意  
向を尊重しつつ、勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他必要な支援  
を行うよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、ケアラー支援の必要性について理  
解を深め、その事業又は活動を行うに当たっては、市が実施するケアラー支  
援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認  
識し、関わりのある者及びその家族等がケアラーであると認められるときは、  
当該ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、その置かれている  
生活環境等を確認し、支援の必要性を把握するよう努めるものとする。

3 関係機関は、ケアラーに対して情報を提供するほか、支援を必要とするケ  
アラーの早期発見に努めるとともに、当該ケアラーに対し、市又は適切な他  
の関係機関への取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(学校その他ヤングケアラーに関わる機関の役割)

第8条 学校その他ヤングケアラーに関わる機関は、前条第2項に規定するも  
ののほか、ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、ヤングケアラーの教育の機  
会の確保等に係る状況を確認し、支援の必要性を把握するよう努めるものと  
する。

2 学校その他ヤングケアラーに関わる機関は、前条第3項に規定するもの  
のほか、支援を必要とするヤングケアラーからの教育、福祉、保健、医療等に  
関する相談に応じるよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第9条 市は、広報活動及び啓発活動を通じて、ケアラーが、自らの置かれて  
いる状況について正しく理解した上で、適切な支援を求めることができるよ  
う必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、広報活動及び啓発活動を通じて、市民、事業者及び関係機関が、ケアラーの置かれている状況及びケアラー支援の方法等に関する知識を深め、社会全体としてケアラー支援が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(体制の整備)

第10条 市は、ケアラー支援を推進するため、次条の施策を実施する体制並びに市及び関係機関の相互間の緊密な連携協力体制を整備するよう努めるものとする。

(ケアラー支援に関する施策)

第11条 市は、ヤングケアラー、若者ケアラー及び複合的な課題のあるケアラーに対して特に配慮し、ケアラー支援を推進するために次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) ケアラーからの相談に応じ、助言を行う者、日常生活及び社会生活の支援を行う者並びにそれらの支援の調整を行う者の育成及び確保を図ること。
  - (2) 市及び関係機関におけるケアラー支援に関する必要な情報の共有を図ること。
  - (3) 支援を必要とするケアラーに対して、積極的に働きかけて、必要な支援を届ける体制の整備及び充実を図ること。
  - (4) 交流の場及び居場所の整備並びに支え合いの推進を図ること。
  - (5) 学習、修学又は就業に関する支援及び自立に向けた支援を行うこと。
  - (6) その他ケアラー支援の推進に関し必要な事項
- 2 市は、ケア対象者に対して、福祉その他の施策の充実を図るものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。